

第7期三木市障害福祉計画・第3期三木市障害児福祉計画（案）
 に対する意見書の概要及び意見に対する市の考え方

意見募集期間

令和5年12月22日（金）～令和6年1月22日（月）【32日間】

意見者数 1名（7件）

NO	該当章	意見の概要	市の考え方
1	第3章 P49	医療的ケア児に対する支援の重要性が示されているが、サービスを利用できることはもちろんだが、本人と家族が安心して利用できることも重要。そのためにも量的な確保の視点に加えて、質的な視点でも支援の充実に向けた動きを考えてほしい。	市では毎年、医療的ケア児支援者研修会を実施しており、医療的ケア児を対応されている医療機関の看護師等による講義や実技の実践、グループワークによる意見交換等を行い、支援者のスキルアップを図っています。 さらに市独自の取組に加えて、医療的ケア児への支援の質向上に向けて、兵庫県と連携した取組の充実を図っていきたいと考えています。
2	第3章 P48	相談支援事業所の不足が示されており、計画においても相談支援事業所の増加を目指していくとされているが、量の増加とともに質の向上についても考えてほしい。34ページの「相談支援事業所を利用していますか？」の質問で7.7%の方が「わからない」と答えており、実際のご家族の声でも「相談支援員さんが何をしているかわからない」といった声も聞くことがある。そのような方が多いわけではないが、量の確保に加え、質の担保の	相談支援事業所の不足については、アンケート調査結果や計画策定部会においても委員から指摘があったとおり、取組の強化が求められると考えています。 質の確保と向上については、サービスに問題や不満がある場合に市障害福祉課や基幹相談支援センターで相談に対応し、必要に応じて事業者への指導や助言を行います。また、市内の相談支援専門員で構成する三木市障害者（児）地域自立支援協議会そうだん部会において、情報交換をはじ

		手段についても具体的に検討してほしい。	め、事例検討や障害福祉サービスに関する研修会などを行い、知識の向上等に努めています。
3	第2章 P34	34ページの相談機能の充実のためには、「専門的な知識をもった職員がいること」「身近なところに相談できる場所があること」が多く挙げられている。現在でも相談先はあると思うが量的に不足している部分もあると思う。市として相談できる場所や量の確保をお願いしたい。	前述しているとおり、相談支援事業所の不足については課題として認識しています。公共の障害福祉サービス施設での相談支援事業所の開設など効果的な対策について、他自治体の動向も注視しながら検討を進めます。
4	第2章 P35	35ページの利用しているサービスについて、「保育所等訪問支援」が「放課後等デイサービス」に次いで多くなっている。共生社会の実現という国の方向性を考えていく上で、保育所等訪問支援は重要なサービスではあると思うが、それが増えることだけが良いということでもないと思う。保育所等訪問支援の必要性や活用方法について具体的な例を提示しながら、三木市としてより良い形を作ってほしい。	保育所等訪問支援の必要性や活用方法については、新たに令和6年4月から、こども発達支援センターにじいろに、地域の中核的な役割を担う「児童発達支援センター」としての機能を加え、体制整備を行う予定であり、教育・福祉の両方に知見を有する職員を配置し、具体的な支援の方法について研修を行うなど充実を図ります。
5	第2章 P36	36ページの障がいや発達課題などに困った時の相談先について、「にじいろとタイムケア」を福祉サービス事業所と分けて記載している理由を教えてください。市が運営しているということはあるかもしれないが、現状は児童発達支援センターではなく、民間の事業所と同じ形で運	本市の相談対応についての現状と課題を把握するため、民間事業所と区分して選択肢を設けています。あわせて、前回のアンケート調査でも選択肢として設けており、比較の可能性を考慮して設定しました。

		営されていると思うので、あえて分けた理由があれば教えてほしい。	
6	第4章 P54	54ページの(4)障がい児支援の提供体制の整備について、本市の目標で挙げられている「保育所等訪問支援」及び「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」について、「こども発達支援センターにじいろ」において実施及び受け入れをしていると記載されているが、他の事業所においても保育所等訪問支援の実施や重症心身障がいのあるお子さん受け入れはしていると思う。特定の事業所のみが実施しているような表記は避けていただければと思う。	ご指摘の点については、必要な支援の確保（国の指針に基づく目標達成）において、民間事業所の努力にゆだねるのではなく、市直営の事業所である「にじいろ」で取り組んでいることを示すために記載しています。 なお、ご指摘の他の事業所では取り組んでいないという誤解を招かないよう、55ページの「三木市の現状と方向性」において、【「こども発達支援センターにじいろ」を中心に取り組んでいるところです。】と記載しており、にじいろだけでなく、市内事業所においても対応している旨を含んだ書きぶりとしています。
7	第4章 P55	55ページの現状と方向性について、「こども発達支援センターにじいろ」を中心に取り組んでいると記載されているが、保育所等訪問支援及び重症心身障がいのあるお子さんの受け入れにおいて、どのような取り組みを「中心的な取り組み」として考えているのか。	重症心身障がい児をはじめ、支援を受けにくい状況にある子どもの支援の確保については、民間事業所の努力にゆだねるのではなく、市の責務として直営施設で専門性の高い職員を配置し、必要なサービスを確保していくという趣旨から、「中心に」という言葉を用いています。ただし、更なる支援の充実を図るためには、市単体での取組では不十分なため、市内事業所と連携した取組を検討する必要があります。